**令和７年度　岸和田市指名競争入札参加資格審査申請要領　【追加】**

**（測量・建設コンサルタント）**

岸和田市が発注する測量・建設コンサルタントに関する入札に参加を希望される方は、次の要領で申請してください。

1. **資格要件（申請ができる者）**
   1. 次のアからエのいずれにも該当しない者
      1. 地方自治法施行令第167条の4第１項の規定に該当する者
      2. 国税又は地方税を滞納している者
      3. 岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成25年10月1日施行）第5条の規定に該当する者
      4. 入札又は契約に関し、損害賠償請求（違約金の請求を含む。）を本市から受けている者
   2. 営業に関し法律上の登録又は許認可を受けている者
   3. 経営状態が著しく不健全でない者。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）
2. **申請の制限**
   1. 資格審査申請書の提出は、「建設工事」と「測量・建設コンサルタント」について、両方を申請することはできません。
   2. 代表者または受任者は、「建設工事」と「測量・建設コンサルタント」において、他の会社の代表者または受任者を兼ねて同時に申請することはできません。
3. **申請の受付**
   1. **受付は持参を除く郵送とする。**

ア　　期　　　間 令和７年９月１日（月）から９月５日（金）まで（当日消印有効）

イ　　郵送方法 　レターパック又は簡易書留など必ず記録が残る方法で提出すること。

なお、封筒の表面（宛名面）には宛名ラベルを貼付又は同じ内容を記入すること。

宛名ラベル

※送付する際に、下記の宛名ラベルを封筒に貼付又は同じ内容を記入して送付してください。

〒596－8510

大阪府岸和田市岸城町７－１

岸和田市役所　総務部　契約検査課　宛

令和７年度　測量・建設ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ入札参加資格審査申請書 在中

* 申請の受理確認について、申請書類受理後、不備・不足がなければ「受理書」を送付いたしますので、送付用封筒（宛先記入、切手貼付済）を同封してください。

また、申請書類に不備・不足がある場合は上記封筒により「申請書類の再提出について（測量・建設コンサルタント）」（別紙参照）に不備・不足内容を記入して返送いたしますので令和７年９月16日（火）午後５時までに持参又は郵送（必着）してください。指定日までに提出がなければ申請を取り消します。

（2）　問合せ先 岸和田市総務部契約検査課  
岸和田市岸城町7番1号  
電　話　072-423-9547（直通）

時　間　午前9：30～正午　　午後1：00～午後5：00  
＊本市契約検査課ホームページよりメールによる問い合わせもできます。  
（ホームページ）http://www.city.kishiwada.lg.jp/soshiki/14/

（3）　用　　　紙 岸和田市指定様式　（無料・本市ホームページでダウンロードも可）

（4）　提出部数 1部　（A４サイズ）

* + - 1. 行政書士が代理で申請を行う場合は、申請者が行政書士へこの申請について権限を　委任する旨を記載した委任状を添付してください。

1. **有効期間（令和７年10月１日から）**
   1. 市内業者 ６ヵ月間（市内に営業所等を設置している準市内業者を含む。）
   2. 市外業者 １年６ヵ月間
2. **申請書並びに添付書類及び記載要領**
   1. 指名競争入札参加資格審査申請書（コンサルタント）追加【提出A4サイズ】
      * 1. 岸和田市指定様式に限ります。（用紙は無料で配布します。）
        2. かい書体でボールペン等により明確に記入してください。（本市ホームページでダウンロードしたワード文書に入力し、印刷したものも可。）
      1. 「申請区分」欄については、該当する申請区分の番号（1又は2）に○印を記入してください。「2更新」の場合は「前回受理番号」欄に前回の受理番号を記入してください。「前回受理番号」がわからない場合は、記入しなくても結構です。
      2. 「法人番号（13桁）」欄については、国税庁から通知された社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）における法人番号を記載してください。（個人の場合は記載不要です。）
      3. 「営業年数」欄については、創業年月日から基準日（申請日の直前の営業年度の終了日とする。）までの期間から当該事業を中断した期間を控除した期間（1年未満切捨て）を記入してください。
      4. 「実績高一覧表」欄については、次の要領で記入してください。

（ア）「登録」欄については、営業に関し法律上の登録又は許認可を受けている業種、部門ごとに

　 「○」印を記入してください。なお、該当する業種区分がない場合は、「その他のコンサル登録

　部門」欄に記入してください。また、今回の登録部門以外の収益事業があれば、「登録部門

　以外の収益事業」欄に記入してください。

(イ）「直前1年度分決算」欄については、「合計」が、当該営業年度の**損益計算書における売**

**上高と一致**するようにしてください。なお、下記（4）に定める現況報告書を添付した場合は、

現況報告書の『直前1年の事業収入金額』表の金額を登録部門ごとに記入してください。

（ウ）「有資格者数」欄については、個々の資格者の人数を記入してください。  
ただし、A 測量、B 建築設計部門については、**契約を行う営業所に在籍する有資格者数**を記入してください。  
なお、下記（4）に定める現況報告書を添付した場合は、**現況報告書の『使用人数』表の人数部門別の合計人数のうち**、技術士の人数を部門別技術士欄に、技術士を除く一級建築士、一級土木施工管理技士、ＲＣＣＭ等の建設コンサルタントに関する資格者数をその他の部門別資格者数欄に記入してください。

* 1. 指名競争入札参加資格申請書その２
  2. 営業に関し必要な登録証明書等の写し
     1. 測量業者については、測量法第55条の5第1項の規定による登録証明書
     2. 建築士事務所については、建築士法第23条の3第1項の規定による登録証明書  
        ただし、契約締結の権限を委任されている営業所等で申請する場合は、営業所の所在地を管轄する都道府県知事の証明書
     3. 建設コンサルタントについては、建設コンサルタント登録規程第5条の規定による登録の通知書
     4. 地質調査業者については、地質調査業者登録規程第5条の規定による登録の通知書
     5. 補償コンサルタントについては、補償コンサルタント登録規程第5条の規定による登録の通知書
     6. 上記以外の業種については、営業に関し法律上必要とする登録の証明書
  3. 現況報告書の写し（直前1年度分）
     1. 建設コンサルタントについては、建設コンサルタント登録規程第7条の規定による現況報告書
     2. 地質調査業者については、地質調査業者登録規程第7条の規定による現況報告書
     3. 補償コンサルタントについては、補償コンサルタント登録規程第7条の規定による現況報告書
  4. 営業所一覧表（参考様式１）
     + 1. 契約締結の権限を委任されている営業所等で申請する場合に必要です。なお、参考様式１の記載事項を満たすものであれば、様式は問いません。
  5. 委任状
     + 1. 契約締結の権限を委任されている営業所等で申請する場合に必要です。
  6. 使用印鑑届

(8) **印鑑証明書の写し**

* + - 1. 法人の場合は法務局が発行するもの。
      2. 個人の場合は市町村が発行するもの。

(9) 誓約書（様式６）

(10) 誓約書（様式７　岸和田市暴力団排除条例関係）

(11) 法人にかかる履歴事項全部証明書の写し

※　個人の場合は不要です。

(12) 納税証明書・完納証明書･納税状況等確認同意書

* + 1. 法人

（ア）　「法人税」「消費税及び地方消費税」の**納税証明書（その３の３）**の写し  
　 ※　市内、市外業者とも必要です。  
 （イ）　法人の完納証明書及び納税状況等確認同意書（様式８）

※ 市内に事業所（本店または支店等）を有する場合に必要です。

（ウ）　代表者の完納証明書及び納税状況等確認同意書（様式８）  
　※　市内に事業所（本店または支店等）を有し、かつ、市内に代表者の住所を有する場合に

必要です。**（法人と代表者、両方の完納証明書が必要です。）**

* + 1. 個人

（ア）　「申告所得税」「消費税及び地方消費税」の**納税証明書（その３の２）**の写し

※ 市内、市外業者とも必要です。

（イ）　完納証明書及び納税状況等確認同意書（様式８）

※　市内に事業所を有する場合に必要です。

　　 ウ 共通事項

* + - 1. 納税証明書については、お近くの[**税務署**](http://www.nta.go.jp/osaka/guide/zeimusho/osaka.htm)にお問い合わせください。
      2. 完納証明書（写し可）については、岸和田市市民税課又は東岸和田、山直、春木、　　八木、桜台の各市民センター、山滝支所へ添付の**税証明交付申請書**を提出して下さい。（内容確認のため、発行に少し時間がかかります。また、**金融機関等で納付した場合、　納付状況が証明書に反映されるまでに数日を要します。納付後すぐに証明書を発行する場合は、領収書を持参してください。**）

(13) 財務諸表類の写し

* + - 1. 上記（４）に定める現況報告書の写しを添付した場合は不要です。
      2. 法人の場合は、直前1年の各年度の貸借対照表、損益計算書並びに株主資本等変動計算書及び個別注記表
      3. 個人の場合は、直前1年の各年度の貸借対照表及び損益計算書

(14) 測量等実績調書（参考様式２）

* + - 1. 直前2年間の主な完成業務及び直前2年間に着手した主な未完成業務について記入してください。なお、参考様式２の記載事項を満たすものであれば、様式は問いません。

(15) 技術者経歴書（参考様式３）

　　　※　参考様式３の記載事項を満たすものであれば、様式は問いません。

(16) 代理申請に伴う委任状（行政書士が申請者に代わって申請する場合）

* + - 1. 行政書士が代理で申請を行う場合は、申請者が行政書士へこの申請について権限を　委任する旨を記載した委任状が必要です。

(17) 事業所等の所在地図及び写真（市内業者及び準市内業者のみ必要です。）

* + - 1. 所在地図は、事業所位置が確実にわかるものであれば、どのような地図でも結構です。 事業所を朱色にて表示してください。
      2. **事業所の所在が確認できるように看板等を設置してください**。
      3. 写真は、事業所等の全景と看板等会社名の確認できるものを添付してください。ただし、他社と同一敷地内・建物内にあるときは、出入口・事務室が分離・独立していることが 確認できる写真を併せて添付してください。
      4. 申請後、随時岸和田市が行う調査時に申請内容が確認できない場合は、指名を留保し、入札参加資格者名簿から削除する場合があります。

1. **虚偽の申請**
   * + 1. 提出した申請書類に、虚偽の事項を記載した者の資格は取り消します。
2. **変更届について**
   * + 1. 申請書提出後において、記載内容に変更が生じた場合（**代表者や受任者など**）は、その都度、総務部契約検査課に変更届を提出してください。
3. **その他留意事項**
4. **５** **申請書並びに添付書類及び記載要領**、（3）から（17）の順にA4ファイル（**色指定あり**）に綴じてください。（（1）、（2）については、**ファイルに綴じない**でください。）
5. 前記ファイルは、市内業者は**緑色**、市外業者は**緑色以外**のファイルとし、表紙及び背表紙に、商号又は名称を記入してください。
6. 各証明書は、発行日から3ヶ月以内のもの又はその写しに限ります。ただし、測量業者の登録証明書の写しについては、発行日から6ヶ月以内のものであれば可とします。
7. 今回実施する指名競争入札参加資格申請（測量・建設コンサルタント）は、岸和田市が令和７年度に業務委託契約を締結するために実施する入札等の参加資格について、事前に審査し登録を行うものです。名簿登載後に必ず入札参加をお約束するものではありません。

また、 岸和田市では、市内業者育成のため市内業者を優先して指名を行っています。

1. 次回の指名競争入札参加資格審査申請（令和８年度）は、令和８年１月～２月の予定です。
2. **本市の測量・建設コンサルタント等の競争入札参加資格者については、有資格業者情報及び指名停止措置業者情報を本市ホームページで公開していますので、同意の上申請手続きをしてください。**